

令和2年6月23日

ご家族・ご関係者各位

サンシャインホーム
施設長 奥下 洋平

国による首都圏移動制限解除に伴う面会について

令和2年6月18日に安倍晋三内閣総理大臣より、令和2年6月19日より東京都を含む首都圏の移動制限が解除されました。現在サンシャインホームでは一部制限付きでの面会を実施しておりますが「東京都外に住所地のある方」の面会は禁止とさせていただきます。

今回の国による移動制限解除に伴い都外に在住の方の面会制限を緩和することとなりました。面会緩和の内容は以下の通りとなりますので、ご確認ください。

なお新型コロナウイルス感染症対策を実施しながらの面会であり、皆さまにはご不便をおかけしておりますが、高齢者は感染により重症化しやすい傾向にあります。施設が定めた面会ルールをお守り頂き面会をしていただきますようお願いいたします。

《面会緩和措置》

面会緩和開始日：令和2年6月23日（火）～

緩和措置対象：サンシャインホーム（短期入所を含む）・サンシャインホームⅡ・グループホームサンシャインホーム利用者のご家族及び関係者であって、東京都外に住所地のある方。

《注意事項》

※ 面会対象に東京都外に住所地のある方を対象とした以外の面会ルールはこれまで通りです。

※ 東京都や近県での新型コロナウイルス感染症発症者数が大きく減少していないことから、公共交通機関を利用したの来園はお控えいただき、お車等での来園をお願いいたします。

※ 一部面会ルールをお守りいただけない方がいらっしゃいます。現在行っております面会緩和措置は、新型コロナウイルス感染症流行下においても、入所者、ご家族の触れ合いが大切であるとのことから実施しています。ルールをお守りいただけないことで感染リスクが高まり、再度面会禁止措置を取らざるを得ない状況にもなりかねませんので、再三にはなりますが、面会ルールをお守りいただきますようお願いいたします。